ダイジェスト版

高齢者をささえるやさしい手

… 高齢者関係サービスのご案内 …

市ホームページからも
ご覧いただけます

高齢者に関する相談・問合せ先

相談内容	所管		TEL（直通）
高齢者の相談全般に関すること	市内各高齢者相談センター		裏面参照
在宅福祉に関すること・ 高齢者福祉サービスに関すること	長寿はつらつ課	安心サポート係	048-424-9611
老人クラブ・いきいき広場に関すること		元気増進係	048-477-6890
後期高齢者の医療制度に関すること		長寿医療係	048-424-9610
介護保険サービスに関すること	介護保険課	調査給付係	048-477-6892
介護保険料・資格に関すること		管理係	048-424-9609
介護予防事業に関すること		介護予防係	048-424-5186
介護保険事業計画に関すること		事業計画係	048-424-5361
成年後見制度に関すること	成年後見制度推進室		048-423-2196
民生委員・児童委員に関すること	福祉政策課	福祉政策係	048-424-4693
福祉全般に関する困りごと		福祉相談室 （月・水・金曜日）	048-477-1835

サービス等に関する問合せ先

サービス内容	番号	所管	TEL
高齢者福祉サービス	１～１４	長寿はつらつ課　安心サポート係	048-424-9611
認知症等高齢者に関するサービス	１５・１６	介護保険課　介護予防係	048-424-5186
コミュニティバス（にいバス） 無料乗車証	１８	交通政策課	048-477-2484
粗大ごみ運び出し収集	１９	新座市粗大ゴミ受付センター	048-479-5300
ふれあい収集	２０	環境課	048-477-1547
住宅の耐震診断・改修に関する助成	２１・２２	建築審査課	048-477-4519
特別障がい者手当	２３	障がい者福祉課　給付係	048-424-8180
高齢者の予防接種	２４・２５	保健センター	048-481-2211
車いすの貸出等	２６～２９	新座市社会福祉協議会	048-480-5705
日常の簡単なお手伝い等	３０	新座市シルバー人材センター	048-481-4305

発行／新座市
編集／いきいき健康部長寿はつらつ課　〒352-8623　野火止1-1-1（市役所本庁舎1階25番窓口）

長寿はつらつ課の高齢者福祉サービス（事前申請が必要です）

1　緊急連絡システム

急病や事故等緊急事態時にボタンを押すと、自動的に消防署に通報され救急活動が行われる緊急連絡システム機器を設置します。

■ **対象者**

６５歳以上で①～③のいずれかに該当

①　ひとり暮らし
②　高齢者のみの世帯
③　日中または夜間に①か②の状態になる

■ **利用料**

無料

※　固定電話に設置するシステムです。
※　通報時の電話料、救助通報機の電気代、機器破損・紛失時は自己負担となります。
※　貸与品のため、不要となった場合は返却が必要です。（返却できない場合は弁償となります。）

2　配食サービス

食事作りが困難な方に、安否確認を目的として昼食をお届けします。

■ **対象者**

おおむね６５歳以上で①～③のいずれかに該当

①　ひとり暮らし
②　高齢者のみの世帯
③　日中に①か②の状態になる

■ **利用料**

１食４５０円

■ **利用回数**

月～土曜日の昼食
最大６回/週

※　原則、手渡しができる方に限ります。
※　利用料は事業者へ直接お支払いください。

3　ふとん乾燥車派遣

ふとん乾燥車を派遣して消毒乾燥を行います。

■ **対象者**

おおむね６５歳以上で、寝たきり等で布団を干すことが困難な方

■ **利用料**

無料

■ **利用回数**

１回/月（６月と２月は２回、８月はなし）

4　おむつ等の給付

常時失禁状態にある高齢者におむつ等を給付します。

■ **対象者**

６５歳以上で①～③の全てに該当

①　全ての世帯員の当該年度分（申請日が４月から９月までの場合は前年度分）市民税所得割が４７，８００円以下
②　要介護認定で要介護１～５に該当
③　介護保険施設等に入所していない

◇　家族と同居又は入院（医療保険）受給可
◇　有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及びグループホームに入居されている方は受給可

■ **用具の種類**

紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋
清拭剤

■ **給付券**

７，０００円/枚/月

（申請月によって枚数が異なります。）

■ **更新手続**

有効期間内に１回でも助成を受け、かつ、対象者要件に該当する方に、次の半期分を発送します。

5　重度要介護高齢者手当

日常生活に著しい支障のある高齢者に対して手当を支給します。

■ **対象者**

６５歳以上で①～③の全てに該当

①　要介護認定で４または５に該当
②　介護保険施設等に入所していない
③　全ての世帯員の当該年度分の市民税が非課税又は免除されている

■ **支給額**

５，０００円/月

◇　年３回（４月、８月、１２月末）に分けてまとめて支給

※　重度心身障がい者福祉手当（障がい者福祉課で給付している手当）との併給はできません。

６　移送サービス費助成

寝台や車いすに乗りながら乗降できる移送用車両による移送サービスを受けた場合に助成金を交付します。

■ 対象者

６５歳以上で①～③の全てに該当

① 全ての世帯員の当該年度分（申請日が４月から９月までの場合は前年度分）市民税所得割が４７，８００円以下
② 要介護認定で要介護３～５に該当
③ 介護保険施設等に入所していない

◇ 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及びグループホームに入居されている方は受給可

■ 助成額

移送サービスに要した費用の９０／１００に相当する額（上限１３，５００円/回）

◇ 生活保護受給者で、生活保護の移送費の給付が受けられない方は、要した費用全額（上限１５，０００円／回）
◇ **車いすの場合は、介護保険の「通院等のための乗降介助」を利用した移送に限る**

■ 利用証明書

半期（６か月）で１２回が上限です。
（申請月によって助成回数が異なります。）

■ 更新手続

有効期間内に１回でも助成を受け、かつ対象者要件に該当する方に次の半期分を発送します。

７　訪問理美容サービス

自宅へサービス事業者（理・美容院）が訪問し、散髪を行う際の出張料を市が負担します。

■ 対象者

６５歳以上で①～③の全てに該当

① 市内に住所を有し在宅
② 寝たきり等で散髪に出向くことが困難
③ 世帯員全ての前年度分市民税が非課税

■ 利用回数

６回/年（２か月に１回）

※ カット料金は３，０００円以内です。直接事業者にお支払いください。

８　入浴助成

公衆浴場で使用できる利用券を交付します。

■ 対象者

６５歳以上で①～③の全てに該当

① 市内に住所を有する
② 居宅に入浴設備がなく常時公衆浴場を利用する
③ ひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯

■ 利用回数

１回/週
（年５２回が上限）

※ 故障等によりお風呂が使用できない場合は助成を受けられません。

９　高齢者住宅

市内の民間賃貸住宅に居住し、立ち退きを求められた場合、市が借り上げた高齢者住宅を利用できます。

■ 対象者

６５歳以上で①～④の全てに該当

① 市内に１年以上住所を有している
② ひとり暮らし
③ 自立した生活が可能
④ 立ち退きを要求されている

■ 名称及び所在地

長寿荘
（２階建て８室）
西堀一丁目５番３６号

■ 使用料

月額６５，０００円

※ 使用者の前年の収入額によって使用料の減額があります。
※ 空室が生じた時点で公募します。

１０　日常生活自立支援事業利用料助成

社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業の利用料を助成します。

■ 対象者

日常生活自立支援事業（№．２９）の利用者

■ 助成額

利用料のうち９割

１１　成年後見制度利用支援

身寄りのない認知症高齢者等の保護を図るため、民法に定める成年後見（補助・保佐・後見）審判開始の申立に要する費用、後見人等の報酬の一部を助成します。

■ 対象者

配偶者や四親等内の親族がいない方で、助成（支援）を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方

■ 助成内容

①　成年後見審判開始の申立費用の全部又は一部
②　成年後見人等に支払われる報酬の全部又は一部

※　市が福祉的観点から必要と思われる方を対象に申立を行うものです。
※　成年後見制度の概要、申立手続等については成年後見制度推進室（048-423-2196（市本庁舎１階））までお問い合わせ、御相談ください。

１２　要介護認定者等に係る障がい者控除認定書発行

所得税の確定申告又は市県民税の申告で、障がい者控除又は特別障がい者控除を受けることができる認定書を発行します。

■ 対象者

介護保険法による要介護認定等を受けている６５歳以上で一定の基準に該当する方

※　詳細はお問い合わせください。
※　一度申請をされた方は毎年確定申告の時期（２月中旬）に認定書等を送付します。

１３　介護マーク発行

介護する方が、介護中であることを周囲に示すマークを配布します。

■ 対象者

在宅で介護をしている方（介護をしている方もしくは介護を受けている方が市内在住の方）

■ 発行場所

・長寿はつらつ課
・介護保険課
・障がい者福祉課
・高齢者相談センター

※　長寿はつらつ課のホームページからもダウンロードすることができます。

１４　救急医療情報キット

医療情報等を専用容器に入れ自宅冷蔵庫で保管することで、緊急時の救急活動に役立てます。

■ 対象者

６５歳以上で①～④のいずれかに該当

①　市内在住でひとり暮らし
②　市内在住で高齢者のみ世帯
③　日中または夜間に①か②の状態になる
④　上記に準ずると認められる

■ 配布場所

・長寿はつらつ課
・高齢者相談センター
・出張所
・居宅介護支援事業所

■ 配布個数

１人１個（無料）

※　申請書の提出は不要です。
※　記載事項に変更が生じたら更新しましょう。

memo

長寿はつらつ課以外の高齢者福祉サービス

１５　ひとり歩き高齢者等家族支援サービス

　認知症等により見守りの必要のある高齢者等の家族に対して、位置探索機を貸し出し、ご本人の行方が分からなくなったときに、居場所を探索するものです。

■ **対象者**

①～③のいずれかに該当する方を介護している方（市内在住）

①　６５歳以上の方
②　第２号被保険者（４０歳から６４歳まで）で要支援・要介護認定を受けた方
③　生活保護法に規定されている介護扶助を受けている方

■ **費用**

　①～③のいずれかに該当する方の介護をしている方が属する世帯の全ての世帯員の当該年度分（申請日が４月から９月までの場合は前年度分）の市民税所得割額がいずれか１人でも47，801円以上の方は月額1，100円、４７，８００円以下の場合は無料

※　①～③の方が介護保険法、医療保険法に規定する施設に入所している場合や市外在住の場合は対象外となります。

縦　：４７．５　mm
横　：３８．５　mm
厚さ：１１．８５ mm

問合せ：介護保険課

１６　高齢者見守りステッカー

　認知症等により見守りの必要のある高齢者等に登録番号入りのステッカーを配布し、行方不明時の早期発見・早期保護・事故防止に役立てるものです。

■ **対象者**

①～③のいずれかに該当する方（市内在住）

①　６５歳以上の方
②　第２号被保険者（４０歳から６４歳まで）で要支援・要介護認定を受けた方
③　生活保護法に規定されている介護扶助を受けている方

■ **費用**

無料

※　①～③の方が介護保険法、医療保険法に規定する施設に入所している場合は対象外となります。

問合せ：介護保険課

１７　避難行動要支援者支援制度

　災害時に自力で避難することが困難な方が、ご自身の情報を市に登録し、その情報を地域の町内会等に提供することで、災害時に地域の方（地域支援者）から安否確認、避難誘導などの支援を受けられるようにする制度です。

■ **問合せ・申込み**

制度全般	危機管理室
要介護高齢者	長寿はつらつ課 介護保険課
障がい者・難病者	障がい者福祉課

■ **注意事項**

・　登録情報は、町内会など地域の方々に提供されます。
・　地域の支え合い（共助）で行われる制度のため、災害時の支援を約束するものではありません。

１８　コミュニティバス無料乗車証制度（にいバス）

■ **対象者**

市内在住で
７５歳以上

■ **利用料**

交付手数料無料

※　障がい者手帳をお持ちの方、妊産婦の方にも無料乗車制度がありますので、交通政策課までお問合せください。

　申請日から３年間有効のコミュニティバス（にいバス）無料乗車証を交付します。

問合せ：交通政策課

１９　粗大ごみ運び出し収集

自分で外まで運び出せない粗大ごみを、家の中まで入って収集・処分するものです。

■ 対象者

世帯全員が①～④のいずれかに該当し、自分で粗大ごみの運び出しができず、かつ、身近な人の協力を得ることができない世帯

① ６５歳以上
② 障がいがある
③ 病気またはけがをしている
④ その他（具体的事由が必要）

■ 利用料

収集する品物に応じて決定

粗大ごみ処理手数料＋運び出し加算金

※ １回の収集につき５点までです。
※ 収集が終わり次第、次の申し込みができます。
※ 詳細は、新座市粗大ごみ受付センターまでお問合せください。

問合せ：新座市粗大ごみ受付センター
（所管課：環境課）

２０　ふれあい収集

家庭ごみを自ら集積所へ持ち出すことが困難な世帯を対象に自宅までごみの収集に行くサービスです。ごみが出ていない場合等は安否確認も行います。

■ 対象者

次の①、②のいずれにも該当する世帯

① 自らごみをごみ集積所へ持ち出すことができず、親族や近隣者の協力を得ることが困難な者のみで構成される世帯

② 要介護認定を受けている方又は身体障がい者１級若しくは２級の方のみの世帯

■ 利用料

無料

※ 審査の上、利用の可否を決定します。
介護・福祉サービスを受けている方はケアマネジャーなどを通じて申請してください。

問合せ：環境課

２１　既存木造住宅耐震診断助成制度

耐震診断に要した費用の一部を１回に限り助成します。

■ 対象

昭和５６年５月３１日以前に着工された建築物・木造２階建て以下の一戸建て住宅等

■ 助成額

６５歳以上の方、障がい者等が同居している場合は、耐震診断に要した費用の１００％（上限１０万円まで）

問合せ：建築審査課

２２　既存木造住宅耐震改修等助成制度

耐震改修に要した費用の一部を１回に限り助成します。

■ 対象

昭和５６年５月３１日以前に着工された建築物・木造２階建て以下の一戸建て住宅等かつ、耐震診断の結果、倒壊の可能性があるもの

■ 助成額

６５歳以上の方、障がい者等が同居している場合は、耐震改修に要した費用の１００％（上限６０万円、「重度障がい者居宅改善整備費助成制度」と併用の場合は上限８０万円、リフォーム工事と併用の場合は上限９０万円）

問合せ：建築審査課

２３　特別障がい者手当

重度の障がいがあり、常時特別な介護が必要な状態にある２０歳以上の方に支給します。

■ 対象者

医師の診断書を基に国が示す障がい程度認定基準に該当する方

■ 支給額

月額２７，９８０円／令和５年度

（年度によって金額が変更となる場合あり）

※ 診断書作成料は自己負担となります。
※ 障がい者手帳を所持していることは要件ではありません。
※ 施設に入所中の方及び継続して３か月を超えて病院等に入院している方は対象外です。
※ 所得制限があります。

問合せ：障がい者福祉課

２４　高齢者インフルエンザ予防接種助成

■ **対象者**
６５歳以上

■ **自己負担金**
１，５００円（予定）

※ 詳細は広報・市ホームページをご覧ください。

問合せ：保健センター

２５　高齢者肺炎球菌予防接種助成

■ **対象者**
対象年齢の方にはお知らせが届きます。

■ **自己負担金**
３，０００円

※ 詳細は広報・市ホームページをご覧ください。

問合せ：保健センター

市役所以外の高齢者福祉サービス

２６　車いす貸出し事業

一時的に車いすが必要となった場合に１か月を限度に貸出しを行います。

■ **対象者**
市内在住

■ **費用**
無料

問合せ：新座市社会福祉協議会

２７　リフト付乗用車貸出し事業

■ **対象者**
市内在住の方で、日常的に車いすで生活をしている方

■ **費用**
無料（ガソリン代は自己負担）

問合せ：新座市社会福祉協議会

２８　新座市地域支え合いボランティア事業

市民同士の支え合いに賛同する方々が、支援を必要とする高齢者等の日常生活上のちょっとした困りごとをお手伝いします。

◇ 協力会員には１時間６００円のアトム通貨による実費弁償

※ 協力会員（ボランティア）または、利用会員（支援を必要とする方）として事前の登録が必要です。

■ **費用**
１時間４００円

問合せ：新座市社会福祉協議会

２９　日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

判断能力の不十分な高齢者などに対し、契約により福祉サービスの利用援助、日常生活上の手続援助、日常的金銭管理などのサービスを行うものです。

問合せ：新座市社会福祉協議会

３０　シルバー人材センターによる住まいと暮らしの「ちょこっとサポート」

日常の家事援助や、簡単なリフォーム、庭掃除など、暮らしの中で起こるちょっとした困りごとをシルバーならではの低料金で引き受けます。

問合せ：新座市シルバー人材センター

高齢者相談センター（地域包括支援センター）

住み慣れた地域で、自分らしい生活を続けられるように、介護・福祉・保健・医療など、様々な面で支援を行うための総合相談機関です。
新座市が主体となり、市内８か所に設置されています。
高齢者相談センターでは保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーがそれぞれの専門性を活かし支援します。

お住まいの地区ごとに担当センターが分かれています。詳しくは次のページをご覧ください。

新座市高齢者相談センター（地域包括支援センター）

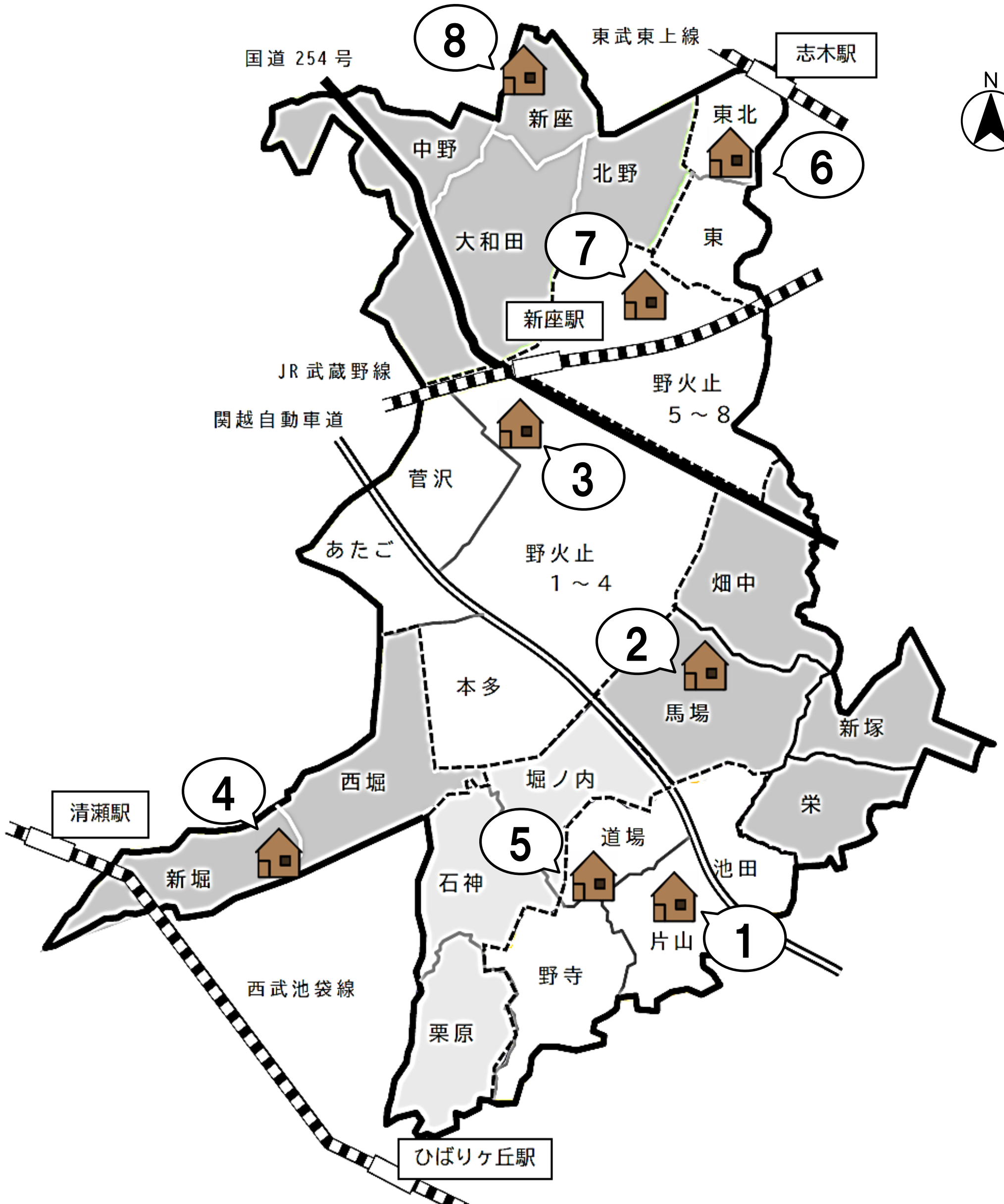

詳細は市ホームページ（上記QRコード）からもご覧いただけます。

	高齢者相談センター	住所	電話・FAX	担当地区
1	東部第一高齢者相談センター 新座市社会福祉協議会指定介護予防支援事業所	片山1-9-1	TEL:048-480-5853 FAX:048-480-5854	池田・道場 片山・野寺
2	東部第二高齢者相談センター 菜々の郷指定介護予防支援事業所	馬場1-2-35	TEL:048-480-7808 FAX:048-480-7807	畑中・馬場 栄・新塚
3	西部高齢者相談センター 新座園指定介護予防支援事業所	野火止4-14-20	TEL:048-477-1707 FAX:048-477-1739	本多・あたご 菅沢・野火止1～4
4	西堀・新堀高齢者相談センター かくの木指定介護予防支援事業所	新堀1-13-5	TEL:042-497-8106 FAX:042-497-8107	西堀・新堀
5	南部高齢者相談センター 新座市南部指定介護予防支援事業所	道場2-14-4 （旧保健センター２階）	TEL:048-481-2162	石神・栗原 堀ノ内
6	北部第一高齢者相談センター 指定介護予防支援事業所晴和苑	東北2-1-17	TEL:048-486-5011 FAX:048-471-1131	東北・東
7	野火止五～八丁目高齢者相談センター ウエルシア介護サービス指定介護予防支援事業所	野火止6-16-15	TEL:048-485-8936 FAX:048-485-8937	野火止5～8
8	北部第二高齢者相談センター 指定介護予防支援事業所新座みずほ	新座3-3-20-101	TEL:048-485-8587 FAX:048-485-8588	中野・大和田 新座・北野

©新座市２０１０

令和５年１０月改定